

函館市監査公表第27号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年7月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

函 環 総

平成30年 7月 9日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	環境部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成29年 7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項、 <u>意見・要望事項</u>			
環境部庁舎の中で、安全運転管理者を選任している課はあるが、施設全体の車両を所管するものとはなっておらず、施設内の別の課において安全運転管理員が5台以上の車両管理等を行っているものがあつた。部内で一定の整理を行う必要があると考える。			
措置内容、対応・考え方			
平成30年度から、5台以上の車両管理等を行っている課の課長を安全運転管理者に選任し、運転者の運転知識・技能の把握および指導、異常気象時等の安全確保等、安全運転管理者の業務を適切に取り組んでまいりたい。			